

# 一般財形貯蓄

勤労者財産形成貯蓄預金

A-24-①

(2015年3月9日現在)

商 品 名	一般財形貯蓄 勤労者財産形成貯蓄預金 一般財形預金	
販売対象	事業主に雇用されている勤労者（多店舗、複数契約可）	
契約締結時年齢	年齢制限なし	
積立期間	3年以上の期間（年1回以上）にわたって、毎年一定期間に積立をします。	
据置期間	1年	
預入	預入方法	・事業主が勤労者との契約に基づき、給与から天引きにより、毎回1口の期日指定定期預金を作成します。
	預入金額	・100円以上
	預入単位	・1円単位
払出の制限	・1年間は払出不可	
利息	適用利率	・店頭掲示の金利を適用します。
	支払方法	・据置期間満了から、最長預入期限までの間の任意の日を定めることができます。
	計算方法	・預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在における店頭掲示利率で1年複利で計算します。 ①預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合・・・2年未満の利率 ②預入日から満期日までの期間が2年以上の場合・・・・・・2年以上の利率 ・満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日の普通預金の利率によって計算します。
税金	・源泉分離課税です。20%（国税15%、地方税5%） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。	
契約の証	・「財産形成期日指定定期預金ご契約の証」を、事業主を経由し契約者に交付します。	
支払い	・全額支払または一部支払ができます。その時は、預金者から事業主経由で「ご契約の証」と届出印章による記名押印し当金庫所定の払戻請求書の提出を受けます。 1. 全額支払の場合・・・その口座の残高すべてを払出するものとし、以後の入金はできません。据置期間経過後で1カ月以上前の通知によります。 2. 一部支払の場合・・・ ①個別預金指定方式・・・複数期日指定定期預金の中から通番を指定し1件ずつ支払 ②概算金額指定解約・・・金額を指定し、1口ごとの元金の累計額が指定金額に達するまで支払います。金額の指定は1万円以上とし、指定元金の利息も同時に支払います。預け入れ日または継続日から払出日までの日数の多いものを優先します。	

中途解約の 取扱い	<p>・満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続した時は最後の継続日）から、解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6 カ 月 未 満      解約日の普通預金利率  ② 6 カ月以上1年未満      2年以上利率×40%  ③ 1年以上1年6カ月未満      2年以上利率×50%  ④ 1年6カ月以上2年未満      2年以上利率×60%  ⑤ 2年以上2年6カ月未満      2年以上利率×70%  ⑥ 2年6カ月以上3年未満      2年以上利率×90%  (注) 解約日の普通預金利率      (小数点第3位以下切捨)</p>
金利情報の入手 方法	<p>・金利は金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。</p>
付加できる特約 事項	<p>・この定期預金を担保に事業所へ融資することはできません。  ・預金者については財形預金残高内のご融資はできますが、その場合は当金庫所定の預金担保融資に準じます。</p>
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話 0120-131-811）にお申出ください。</p> <p>・紛争解決措置：東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この預金については、所定の申込書が必要です。</li> <li>・自動継続定期預金の取扱い。</li> <li>・特定事由（勤労者の育児、親族の教育、介護、自己再開発）の払出しに活用給付金の支給に応じて事業主に助成金が支給されます。</li> <li>・事業主が定期的に一定額を給与から控除して預入となります。</li> <li>・社内預金が廃止された場合に返還貯蓄金の一部または全部の預入れ可。</li> <li>・この預金については、通帳発行にかえ、契約者宛に年2回（6月・12月）の残高を通知いたします。</li> <li>・3年以上の期間を通じ「一般財形預金」をしている預金者は預替えの前の一般財形預金及びこれに係る利子等を引継ぐことができます。 この場合、一般財形預金に係る「契約の証」及び「預替え申込書」を勤務先に提出します。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</li> </ul>
-------------------	---